

## 新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う市民への感染症対策について

新型コロナウイルス感染症については、5月8日から、感染症法上の分類が2類相当から5類感染症に移行されました。これにより、市民への感染対策について下記のとおり実施します。

また、古河市新型コロナウイルス感染症対策本部については、5類感染症への移行に伴い終了しました。

### 記

#### 1 市役所における市民への感染対策について

- ・定期的な手指消毒や事務用品・備品の消毒は有効であるため、引き続き実施します。
- ・来庁時の検温は発熱者の把握に有効であるため、検温機器はそのまま設置します。
- ・窓口等の手指消毒液については、希望する市民に手指消毒の機会を提供するため、引き続き設置します。
- ・窓口や事務室のパーテーション等については、飛沫を物理的に遮断する効果があるため、引き続き設置します。その他、エアロゾルには換気の徹底が重要であるため、室内の換気を定期的の実施し、施設利用者へも換気を促します。

#### 2 次亜塩素酸水の配給について

6月30日をもって配給は終了します。市民へは、市ホームページに掲載し、設置場所へ「終了の貼り紙」をして周知します。

#### 3 新型コロナウイルスワクチン接種について

新型コロナウイルス感染症対策の一つとして、5月8日から春開始接種が始まりました。対象となる方へは順次、接種券を送付して市内27か所の個別医療機関の協力により順調に進んでいます。令和5年度は特例臨時接種として自己負担なしで接種を受けることができます。